

岩手県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和8年2月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
久保田歯科医院	一関市上大槻街4番45号 タケモトマンション1階	令和7年11月17日
うぐいす薬局	胆沢郡金ヶ崎町西根鍵水180番地5	令和7年11月25日
菅整形外科皮膚科クリニック	二戸市石切所字川原38番地1	令和7年11月30日
すみれ薬局	八幡平市大更第25地割320番地9	令和7年12月31日
吉小路調剤薬局	奥州市水沢吉小路31番地1	〃